

弁理士の実務修習制度等に関する検討会
報告書

平成19年10月

< 目 次 >

「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」の開催経緯	1
「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」構成員名簿	2
. 弁理士の研修制度を巡る経緯	3
. 個別の課題	5
1 . 弁理士登録前の実務修習	5
(1) 実務修習の開催時期及び回数について	5
(2) 実務修習に必要な科目、時間数及び修習方法について	6
(3) 実務修習における科目免除について	9
(4) その他実務修習の運用について	11
2 . 既登録弁理士の継続研修	12
(1) 継続研修の受講期間、科目及び時間(単位)数等について	12
(2) 単位のみなし付与及び研修の免除・受講期間変更について	16
(3) 継続研修の運用方法について	18
(4) その他継続研修の運用について	20
参考資料1 (研修制度の見直し)	21
参考資料2 (研修等に関する規定)	22

「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」の開催経緯

第1回 平成19年 6月11日(月)

- 課題
- ・弁理士の研修制度について
 - ・既登録弁理士の継続研修における論点

第2回 平成19年 7月 3日(火)

- 議題
- ・弁理士登録前の実務修習における論点

第3回 平成19年 8月 2日(木)

- 議題
- ・既登録弁理士の継続研修における論点整理
 - ・弁理士登録前の実務修習における論点整理

第4回 平成19年 8月31日(金)

- 議題
- ・弁理士の実務修習制度等に関する検討会報告書(案)について

* 第4回議題「弁理士の実務修習制度等に関する検討会報告書(案)」に対する各委員からの意見を踏まえ、平成19年10月11日に「弁理士の実務修習制度等に関する検討会報告書」として取りまとめた。

「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」
構成員名簿

(敬称略 五十音順)

座長 吉原省三 弁護士・弁理士

伊藤高英 日本弁理士会研修所長

大森陽一 財団法人知的財産研究所 専務理事

樺澤 聡 日本弁理士会副会長

倉永 宏 日本知的財産協会 副理事長
(日本電信電話(株)知的財産センタ 渉外担当 統括部長)

松葉栄治 日本弁護士連合会知的財産政策推進本部委員
(弁護士)

．弁理士の研修制度を巡る経緯

1．問題の所在

現在、弁理士は資格を取得さえすれば、その資格は永続的に有効であり、資格取得後の資質の維持・向上について義務的な措置は存在しない。日本弁理士会で弁理士の業務に係る会員研修等を行っているが、任意研修であり受講者数は必ずしも多くなく、任意研修の形で会員の受講者数を上げていくのは困難な状況にある。

さらに、ユーザーから、弁理士としての付加価値を何ら付けずに企業と特許庁間の繋ぎしかしていない、資格は有するものの明細書・答弁書の作成等の実務能力が不足している、弁理士間の能力や対応状況のばらつきが大きくなっている等の意見、特許庁審査官からは、弁理士が法令・審査基準の改定等の内容を理解していない場合が少なくないとの指摘がある。

また、弁理士の実務能力レベルについては、合格者の資質の水準自体は従来と同様であっても、近年の弁理士試験の合格者数の増加に伴い特許事務所や企業に勤務した経験がない合格者が増加し、実務能力の乏しい弁理士が増加することで出願人へのサービスの質が低下するのではないかとの懸念が指摘されている。

2．産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会での議論

平成 12 年法の改正に伴う 5 年後見直しの議論の中で、上記 1 . のような問題点も含めて検討を行ったところ、

- (1) 新人弁理士の実務能力を担保する観点から行う義務研修としての実務修習、及び、
 - (2) 既に日本弁理士会に登録している弁理士の専門能力の維持・向上を図る観点から継続的に行う義務研修
- についての導入が必要との方向性が示された。

3．法改正に伴う検討課題

上記 2 . の検討を踏まえた法改正がなされ、第 166 回通常国会において、既登録弁理士の継続研修及び弁理士登録前の実務修習の義務化を含む弁理士法の改正案が可決・成立し公布された（平成 19 年 6 月 20 日公布 法律第 91 号）。同改正法の中で、

- (1) 実務修習については、指定修習機関が実務修習事務の実施に関する規定「修習事務規定」で定めるべき事項(第 16 条の 6 第 2 項)、同規定の認可の基準(第 16 条の 6 第 4 項)及び実務修習の細目(第 16 条の 15)について、省令で定めることとされ、
- (2) 継続研修については、日本弁理士会が行うこととされ、内容については省令で定めることとされている（第 31 条の 2）。

具体的な研修制度の策定に当たっては、特に以下のような事項について、特許庁総務部長の下に検討会を設置し、有識者から意見を聴取することとされた。

(1) 実務修習については、

- ・開催時期及び回数について
- ・必要な科目、時間数及び修習方法について
- ・科目免除について
- ・その他実務修習の運用について

(2) 継続研修については、

- ・受講期間、科目及び時間(単位)等について
- ・単位のみなし付与及び研修の免除・受講期間変更について
- ・運用方法について
- ・その他継続研修の運用について

実務修習及び継続研修の実施については、概ね後述する「 . 個別の課題」のとおり行うことが適当とされ、これを尊重しつつ政省令等において規定していくことが望ましい。

なお、実施状況を見据えつつ、必要に応じ見直しの検討も必要と考えられる。

．個別の課題

1．弁理士登録前の実務修習

実務修習については、新人弁理士として最低限必要な知識・資質を備えるため、弁理士登録の条件の一つとして弁理士法に義務付けられるものであり、国が企画・立案を行い、指定修習機関が実施するものである。法定化した趣旨を鑑み、実務修習が実務能力の向上に寄与し、かつ、過度に参入障壁とならない制度設計が必要と考えられる。

(1) 実務修習の開催時期及び回数について

開催時期、回数

現在、弁理士試験は年1回行われ、5月の短答式試験に始まり、最終合格発表が11月初旬となっている。試験合格者は、弁理士登録をし、4月から業務を開始している者が多い。これらを鑑みると、年1回の実務修習を行い、時期は12月から翌年3月の間に行うことが適当と考えられる。

また、受講者にとって極力負担とならないよう、土日や平日の夜間に開催する等が妥当である。

なお、改正法施行日(平成20年10月1日)以降に、

- i) 弁理士試験に合格した者で弁理士登録をすぐに行わない者
 - ii) 弁護士となる資格を有することになった者
 - iii) 審判官・審査官としてその事務に従事した期間が7年に達した者
- については、上記の時期と異なる研修の実施が望ましいとの要望もあり得るが、当面は上記の実施状況を見つつ、これらニーズへの対応を検討する。

(2) 実務修習に必要な科目、時間数及び修習方法について

科目

分野共通として、弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論、出願手続及び知的財産権に係る施策に加え、条約及び審判の概要についても盛り込むことが適当である。

また、特許(実用新案を含む。以下同様)、意匠及び商標について、それぞれの分野における弁理士の実務に関する科目が適当と考えられる。

(参照：参考1 - 1 実務修習に必要な科目について)

(参考1 - 1) 実務修習に必要な科目について

分野	科目(構成案)	目的・内容
共通	弁理士法	弁理士法の理解
	弁理士倫理	遵守すべき倫理の理解
	弁理士業概論(一般倫理、対人関係事項、論理的思考、業務受任、今後の弁理士像)	・弁理士倫理以前の社会人としての倫理等の習得、出願時の顧客対応(アカウントビリティ、インタビュー能力等)などの習得 ・付記弁理士、総合知財アドバイザー等の業務紹介
	出願手続(オンライン出願・願書の様式)	出願時の書誌的事項、事務手続の習得
	条約(主要国の制度概要を含む)	外国出願の際の手続
	知的財産権に係る施策	特許庁の中小企業施策(減免を含む)等
	審判の概要	審判に係る基礎的な書面、手続の理解
特許	審査基準(産業上の利用可能性、発明の新規性・進歩性、36条、発明の単一性)	クレーム作成に必要な審査基準の概要理解
	*クレームの作成・解釈	クレーム作成の基礎知識の習得(グループ討論)
	*明細書の在り方(読み方・作成)概論	明細書作成の基礎知識の習得・発明の技術的範囲の把握
	*明細書の在り方(読み方・作成)演習(化学、機械、電気の各分野別)	各分野における明細書を作成して理解を深める(グループ討論) 分野は選択制とする
	審査基準の説明(補正の制限)	審査基準の理解

	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	* 審査対応・演習（化学、機械、電気の各分野別）	各分野の意見書・補正書を作成して理解を深める 分野は選択制とする
	情報調査	先行技術調査の方法の習得
	PCT出願	PCT出願の実務上の基礎知識の習得
意匠	出願手続・概論	出願手続の基礎知識の習得（意匠調査を含む）・意匠の把握
	* 出願手続・演習	実際に願書等を作成して理解を深める
	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	審査基準の説明	審査基準の理解
	類否判断	意匠類否判断の基礎知識の習得
	* 審査対応・演習（類否判断）	実際に意見書等を作成して理解を深める
商標	出願手続・概論	出願手続の基礎知識の習得・ 標章-商品（役務）の特定
	情報調査	先行登録例等調査の方法の習得
	* 出願手続・演習	実際に願書等を作成して理解を深める
	マドプロ出願	マドプロ出願の実務上の基本知識の習得
	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	審査基準の説明	審査基準の理解
	類否判断	類否判断の基礎知識の習得
	* 審査対応・演習（類否判断）	実際に意見書等を作成して理解を深める

注：上表中、*印(太字)は、その科目の一部又は全部をスクーリングにより行うもの。
 その他はe-ラーニングで提供されるもの。

時間数

上記 を積み上げ、3ヶ月程度で72時間を履修することが必要であると考えられる。

(参照：参考1-2 実務修習の具体的実施例)

修習方法

科目の特性に応じ、スクーリングとe-ラーニングを組み合わせることが適当と考えられる。

(参照：参考1-2 実務修習の具体的実施例)

(参考1-2) 実務修習の具体的実施例 注：E(e-ラーニング)、S(スクーリング)

No.	分野	実務修習科目	方法	時間
1	共通	弁理士法	E	3.0
2	共通	弁理士倫理	E	2.0
3	共通	弁理士業概論	E	3.0
4	共通	知的財産権に係る施策	E	2.0
5	特許	情報調査	E	3.0
6	商標	情報調査	E	1.5
7	共通	出願手続(オンライン出願・願書の書式)	E	1.5
8	共通	条約(主要国の制度概要を含む)	E	3.0
9	特許	PCT出願	E	1.5
10	商標	マドプロ出願	E	1.5
11	特許	明細書のあり方(読み方・作成)概論	E	1.5
12	特許	審査基準(産業上の利用可能性、新規性・進歩性等)	E	3.0
13	特許	クレームの作成・解釈	E	1.5
14	特許	クレームの作成・解釈	S	3.0
15-1	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習(化学)	選択	S
15-2	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習(機械)		
15-3	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習(電気)		
16	特許	審査対応・概論、意見書補正書	E	1.5
17	特許	審査基準の説明(補正の制限)	E	1.5
18-1	特許	審査対応・演習(化学)	選択	S
18-2	特許	審査対応・演習(機械)		
18-3	特許	審査対応・演習(電気)		
19	意匠	出願手続・概論	E	1.5
20	意匠	出願手続・演習	S	3.0
21	商標	出願手続・概論	E	1.5
22	商標	出願手続・演習	S	3.0
23	意匠	審査対応・概論(意見書、補正書)	E	1.5
24	意匠	審査基準の説明	E	1.5
25	意匠	類否判断	E	1.5
26	意匠	審査対応・演習(類否判断)	S	3.0
27	商標	審査対応・概論(意見書、補正書)	E	1.5
28	商標	審査基準の説明	E	1.5
29	商標	類否判断	E	1.5
30	商標	審査対応・演習(類否判断)	S	3.0
31	共通	審判の概要	E	2.0
合計				72.0

(3) 実務修習における科目免除について

実務修習の科目免除の在り方として、実務能力が十分と客観的に認められる場合にのみ限定的に適用すべきである。

また、以下の免除対象者についても、知財人材としてのスキルアップの観点から、免除科目を含めて積極的に受講できる環境を整備することが必要と考えられる。

弁理士試験に合格した者のうち、実務経験を有する者

i) 科目免除の対象者として、

1) 自己出願業務に携わった者、

2) 補佐的業務に携わった者、及び、

3) 特許庁の審査・審判実務経験を有する者

が考えられる。

ii) 免除に係る経験年数

具体的に、1)及び2)の実務経験については、企業の知財部や特許事務所等において、自社の出願手続や代理業務の補佐に携わっている場合が想定される。これら業務内容の違いに鑑み、免除に係る経験年数に差異を設けることが妥当であると考え、1)については3年、2)については5年とする。

なお、弁理士試験合格後の経験年数のみが考慮されるべきとの意見もあったが、合格後早急に登録をすることが望ましいとの観点から、試験合格前の経験年数のみを考慮するものとする。

また、3)については、弁理士試験の工業所有権科目免除の条件が審査経験5年であることに鑑み5年とする。(理由については、後述 に準ずる)

iii) 認定方法及び範囲

免除の認定方法については、所属した組織の責任者が発行する職歴証明書を基に判断する。免除の内容としては、業務範囲に応じ、一の分野(特許、意匠、商標のいずれかに属する科目群)に限ることが適切である。

弁護士となる資格を有する者

改正後の弁理士法第7条において、実務修習の修了が弁理士となる資格を有するための要件となっているところ、実務修習の全体を免除することは困難と考える。

ただし、1年にわたる司法修習において法令実務全般についての十分な研鑽を積んでいること、一方、弁理士特有の法制度等についての知識取得が必要と考えられること、などを踏まえ、実務修習科目のうち、「弁理士法」、「弁理士倫理」及び「弁理士業概論」のみを必須とすることが適切と考えられる。(参考：産業

構造審議会知的財産政策部会 第5回弁理士制度小委員会資料)

なお、弁護士が弁理士登録をすることは、知財訴訟をはじめとして、弁護士と弁理士が各々の有する専門的知見を相互に補完しながら、知的創造サイクルの各段階を推進する上でも望ましい姿と考えられる。

特許庁の審判官・審査官として審査等事務が7年以上である者

例えば特許の審査官の場合、明細書を読む能力は有しているが、必ずしも書く能力について担保されていないのではないかといった意見も出されたが、実務として、出願書類(明細書等)の中身を判断し、出願人に対し面接指導等も行っているなど、登録前に行われる実務修習の対象となる能力は十分に備えていると判断される。

さらに、審査官任用前に、審査官補コース(3ヶ月)、審査官コース前期研修(2ヶ月)、同コース後期研修(1ヶ月)の受講が義務付けられており、審査官任用後にも審査応用能力研修等が課せられ、法律一般、工業所有権関係法令、条約、事例研究等を通し審査実務に関する専門能力を修得しているところである。

このため、特許・意匠・商標の各審判官・審査官(7年以上の経験者)については、それぞれの担当である一の分野に属する科目の免除が妥当である。

(4) その他実務修習の運用について

効果確認

新たな参入障壁とならないものであるべきことなども踏まえ、スクーリングについては全課程出席すれば修了認定される程度の効果確認を行う。

また、e-ラーニングについても、途中に設問を入れ、所定の正解率を満たさないと次章に進めない等の効果確認を行う。水準については、スクーリングよりも受講環境に制約が少ないところ、スクーリングと比してより高い基準での効果確認が望ましい。

未受講の場合

特別な事情により出席できない場合は、別途、定められた場所におけるビデオ補講等を行い、単年度の所定の期間内に修了できるよう配慮することが望ましい。

研修受講料

- i) 実務修習については、
 - 1) 個々の弁理士の業務上のスキルアップのためのものであること、
 - 2) 弁理士登録前に行うものであることなどを踏まえ、必要な実費相当を受講者が負担することが原則である。
- ii) 免除対象者についての受講料については、
 - 1) 実務修習の実施に係る固定費用は受講者の数に関係なく一律であり、
 - 2) 免除対象者についても全ての科目についての受講が望ましく、できるだけ多くの科目の受講を促すことが望ましいとの観点により、免除がない場合と同額とすることが妥当である。
- iii) 指定修習機関が行う実務修習の教材作成については、(独)工業所有権情報・研修館等において、その知見を生かして積極的に協力、支援を行う。

開催場所

スクーリング研修の受講場所については、全国各所で実施することが望ましいとの意見が出されたが、現在の試験合格者の全国分布に鑑み、当面は、原則として、東京、大阪、名古屋の3ヶ所で行うことが適当である。

2 . 既登録弁理士の継続研修

継続研修については、弁理士の資質の維持・向上を図るための専門研修として定期的に受講することを弁理士法において義務付けられるものである。

しかしながら、その制度設計に当たっては、弁理士は知的創造サイクルの中で知財人材としての幅広い活躍が期待されていることという観点を踏まえた対応を図ることが必要である。

(1) 継続研修の受講期間、科目及び時間(単位)数等について

受講期間

継続研修を導入している他士業が 1 年間を単位としていることから、これに準ずるべきとの意見もあったものの、

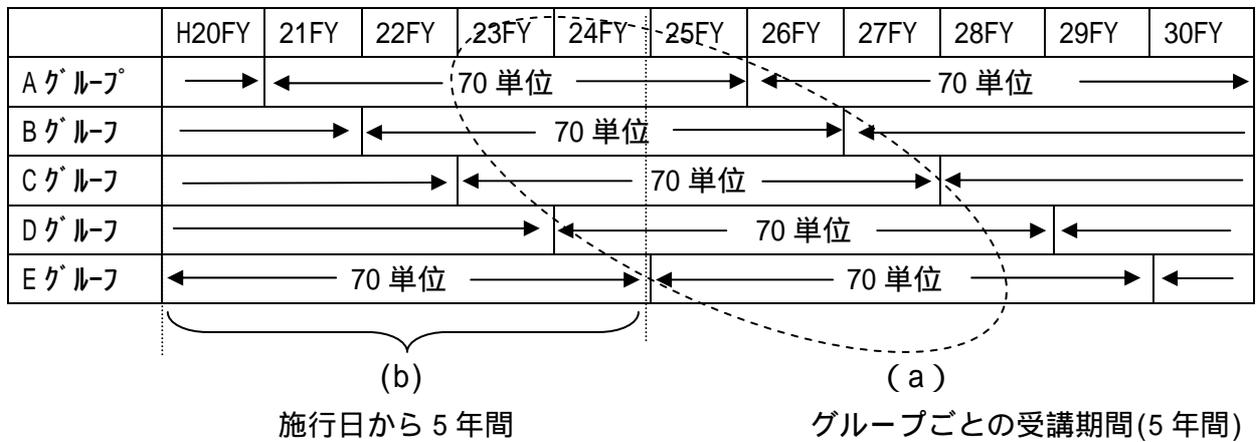
- ・業務研修の科目(必修・選択)の受講について、受講者にとって長期的視野に立った研修計画が立てやすいこと、
- ・現在、日本弁理士会として義務的に行っている倫理研修が、会員年次グループ単位で 5 年ごとに行われており、法定の倫理研修を同じ周期で行うことにより、円滑な移行が図れること、

などから、5 年間の研修期間を一つの単位とすることが適当である。

なお、必要履修単位数の取得については、研修期間において、これを満たすとともに、施行日(平成 20 年 4 月 1 日)からの 5 年間においても同様とする。

(参照 : 参考 2 - 1 : 継続研修の実施方法)

(参考2 1: 継続研修の実施方法)



注：・上図におけるグループ分けは、弁理士登録年度の末尾数字によるもの。

Aグループ：・・・XXX3(1983年度登録等)、XXX8(1988年度登録等)

Bグループ：・・・XXX4(1984年度登録等)、XXX9(1989年度登録等)

Cグループ：・・・XXX5(1985年度登録等)、XXX0(1990年度登録等)

Dグループ：・・・XXX6(1986年度登録等)、XXX1(1991年度登録等)

Eグループ：・・・XXX7(1987年度登録等)、XXX2(1992年度登録等)

なお、新規登録者についても、同様に登録の翌年度を継続研修期間の始期とする。

例えば、H20FYの試験合格者が実務修習を修了しH21(2009)の4月に弁理士登録をした場合、H22FYから始まるBグループに属することとなる。

・上図中、印は、倫理研修の該当年を表す。

研修科目

i) 基本構成

基本構成については、既登録弁理士に求められている資質の維持・向上を図るために実施するという観点から、

- ・倫理研修(必修)、
- ・工業所有権法令や知的財産施策等に係る業務研修(必修)、及び、
- ・工業所有権に係る手続や周辺業務関連に係る業務研修(選択)

の3類型とする。

工業所有権に係る条約については、近年の国際出願の増加に伴い研修が必要とされ、必須科目とした。

今後、関連業務を巡る状況の変化や、受講者の要望等を鑑み必要に応じ提供科目数を増やしていくことが望ましい。

ii) 受講時期

- ・倫理研修(必修)のうちスクーリングによるもの
指定された年度(原則5年ごと)に受講する。
- ・業務研修(必修)のうち法改正等によるもの
指定された期限内に受講する。
- ・その他の科目
所定の5年間に受講する。

(参照：参考2 - 2：継続研修の科目について)

時間(単位)数

i) 時間(単位)

他士業の例を踏まえ、単位制とし1時間を1単位とする。

ii) 5年間における研修単位

弁護士、司法書士は、倫理を除き年間12単位であり、5年間に換算すると60単位となっている。

こうした例も踏まえ、倫理研修10単位、業務研修(必修・選択)60単位の計70単位を5年間で履修することとする。

(参照：参考2 - 2：継続研修の科目について)

(参考2 - 2 : 継続研修の科目について)

類型	科目構成(案) [科目名は例示]	必要単位数 (合計70単位)	備 考	
(1) 倫 理 研 修 (必修)	<スクーリング> (事例に基づくディスカッションを含む) 講義(2h.)、事例研究(2h.)、講評(1h.) 事前に以下 e-ラーニングによる科目を受講することが前提。	5単位	原則5年ごとに受講義務	
	<e-ラーニング> 科目：利益相反(1h.)、守秘義務(0.5h.)、信用失墜行為(1h.)、顧客への説明責任(費用、制度実態)(2.5h.)	5単位	所定の5年間に受講	
(2) 業 務 研 修 (必修)	【工業所有権法令等】 ・改正特許法、政省令、審査基準等 ・工業所有権に係る条約(パリ条約、PCT等) 【知的財産施策等】 ・特許庁の中小企業施策(審査請求料等の軽減措置を含む) ・工業所有権情報・研修館関連施策(IPDL、インターネット出願等)	60単位以上	法改正等によるものについては、速やかに受講(別途期限指定)	
(3) 業 務 研 修 (選択)	【工業所有権に係る手続】 ・出願の手続(特許・実用新案、意匠、商標) ・登録の実務(設定、年金、移転・実施権等) ・情報・調査 【特許・実用新案関係】 ・明細書作成概要、明細書作成実務(分野別) ・審査対応実務(分野別)、拒絶対応実務(分野別) ・審判概要、鑑定・判定の実務、職務発明制度 【意匠、商標、審判】・・・上記に準じた科目		60単位以上	所定の5年間に受講
	【周辺業務関連】 ・周辺法(著作権等) ・民法、民事訴訟法 ・外国法(各国特許出願の実務) ・知的財産管理 ・ビジネス(知財会計、ブランド戦略) ・先端技術(バイオ、ライフサイエンス、情報工学) ・その他(知財価値評価、MOT入門)			

(2) 単位のみなし付与及び研修の免除・受講期間変更について

単位のみなし付与

i) みなし付与の種類

みなし付与の範囲については、合理的理由のあるもののみに限定すべきであるとの意見が大勢であり、以下のとおり整理された。

1) あらかじめ指定された外部研修を受講した場合、

ロ) 研修の講師を行った場合、及び、

ハ) 研修科目に関連する著作を行った場合

は、当該科目を受講したものとする(みなし付与)対象とする。

また、会員が弁護士である場合は、民法、民事訴訟法等の法律科目をみなし付与の対象とする。

なお、1)～ハ)については、あらかじめ日本弁理士会(会内に認定のための機関を新設)で基準を定め、厳格に運用することが望ましい。

ii) みなし付与の単位数の上限

継続研修の形骸化を防ぐため、以下のとおりみなし付与に一定の上限を設けることとする。ただし、全体の単位数としては上限を設けないことが適当である。

1) 外部研修等の受講 : 30 単位(うち、特定侵害訴訟代理における能力担保研修の受講 : 10 単位)

ロ) 研修の講師を行った場合 : 10 単位

ハ) 研修科目に関連する著作を行った場合 : 10 単位

2) 弁護士である場合(法律科目) : 10 単位

研修の免除・研修期間の変更

i) 免除の考え方

他士業の例に倣い、以下の事由により研修期間単位の 5 年間を通して業務を行わないことを前提に、日本弁理士会会長への免除申請により行うことが妥当である。

- 負傷又は疾病のための療養
- 国家公務員の常勤職員となる等、兼業を禁止されている職にある場合
- 所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者
- その他弁理士としての業務を行わないことが相当と認められる場合

ii) 高齢者の扱い

例えば80歳以上の者については、他士業(公認会計士)の例に倣い、上記i)「その他弁理士としての業務を行わないことが相当と認められる場合」として認める。ただし、顧客に対しての情報公開が望ましい。

なお、高齢者についても、弁理士業務を行うのであれば、当然に継続研修は受けるべきである。ただし、身体的な状況も考慮して受講科目の減免や高齢者コースを設けるなどの配慮も必要との意見もあり、今後の検討課題とする。

iii) 受講期間の変更

5年未満で上記i)の事由が発生する場合や研修期間(5年間)の途中で上記i)の事由が発生した場合などは、研修期間の変更を認めることが妥当。

具体的内容は、日本弁理士会において検討する。

(3) 継続研修の運用方法について

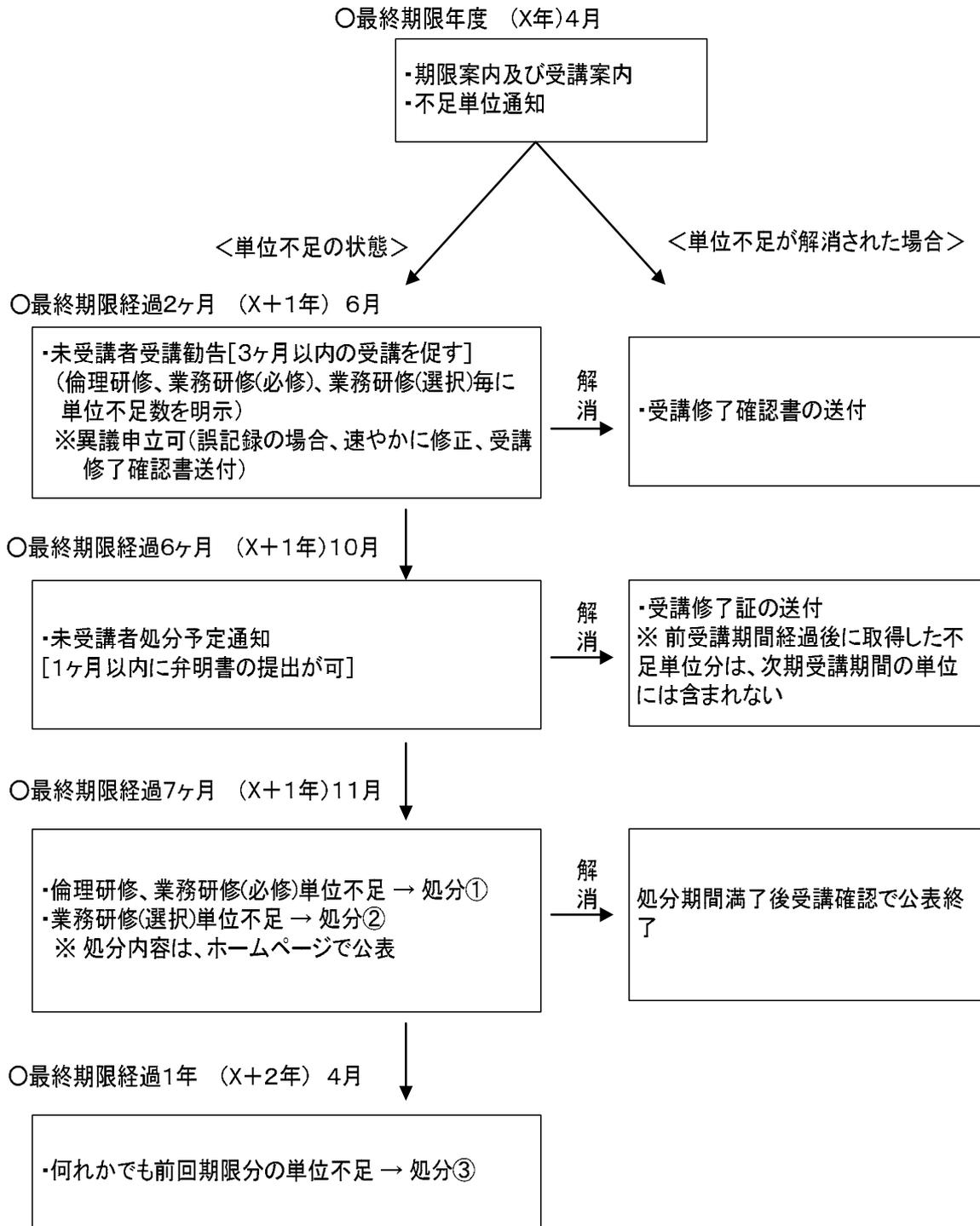
効果確認

- i) 法律上義務化されたことを踏まえ何らかの効果確認をすべきとの意見もあったが、
 - イ) 多くの会員を対象に受講義務化する当初の段階ではまず研修制度自体の円滑な定着を図ることが重要であること、
 - ロ) 現時点においては、科目に応じた適切な効果確認の手法が確立されていない面があること、
 - ハ) 他士業における法定研修に関し、公認会計士の研修においても、スクーリングについては、効果確認を行っていないこと、等の理由により、スクーリングにおける効果確認については、研修義務化の当初段階では、日本弁理士会による適切な出席管理等がなされることを前提に、講師の裁量にその具体的運用を委ねることとする。
- ii) ただし、e-ラーニングの場合については、途中で設問を入れ、所定の正解率を満たさないと次の章に進めない等の措置をとること、また、外部研修の受講によるみなし研修については、レポート提出を義務付ける等の措置をとることが必要である。

未受講の際の措置

- i) 未受講の防止策
 - 継続研修に関する受講者である会員への周知が必要との観点から、
 - イ) 会員研修用のサイトを利用した受講状況確認(不足単位数確認)
 - ロ) 郵送による案内(継続研修最終年度当初に期限案内通知)等の十分な情報提供を行うこととする。
- ii) 未受講が発生した場合
 - 研修期限終了後において、未受講である受講者に対し、受講勧告、処分予定通知、処分と段階的に措置を行う。
 - (参照：参考2 - 3：未受講者への対応策)
 - なお、未受講者に対する処分の量定については、別途行う懲戒・処分基準の明確化の議論とあわせて、他の事由による懲戒・処分の量定を考慮しつつ、検討することが適切と考えられる。

(参考2 - 3 : 未受講者への対応案)



処分の量定については、ガイドライン、会則等により別途定める方向で考える。

(4) その他継続研修の運用について

大臣承認等

毎年の研修内容について大臣の承認事項を多くすると、研修の自由度が狭まり臨機応変に対処ができなくなるとの意見や、本来会員向け研修は自治の範囲で行うべきとの意見等が出された。

しかしながら、継続研修が法定化された背景や研修内容の形骸化防止などの観点から、特定侵害訴訟代理における能力担保研修と同様に研修計画、みなし単位付与の判断などについては大臣の承認事項とし、実施状況についても大臣への報告が必要と考えられる。

なお、軽微な科目追加・テキスト改訂等については事後報告も認めることとする。

研修開催場所

地方在住の会員からも、地方の中心都市で開催するよりも交通の便や研修以外での情報収集等を考えると大都市において開催する方がよいとの意見も出されていることから、会員分布を考え受講者の多いと思われる東京・大阪・名古屋の3ヶ所で行うことが適当ではないかと考えられる。今後、地方での開催希望が出た場合、要望に応じ開催場所については検討することが望ましい。

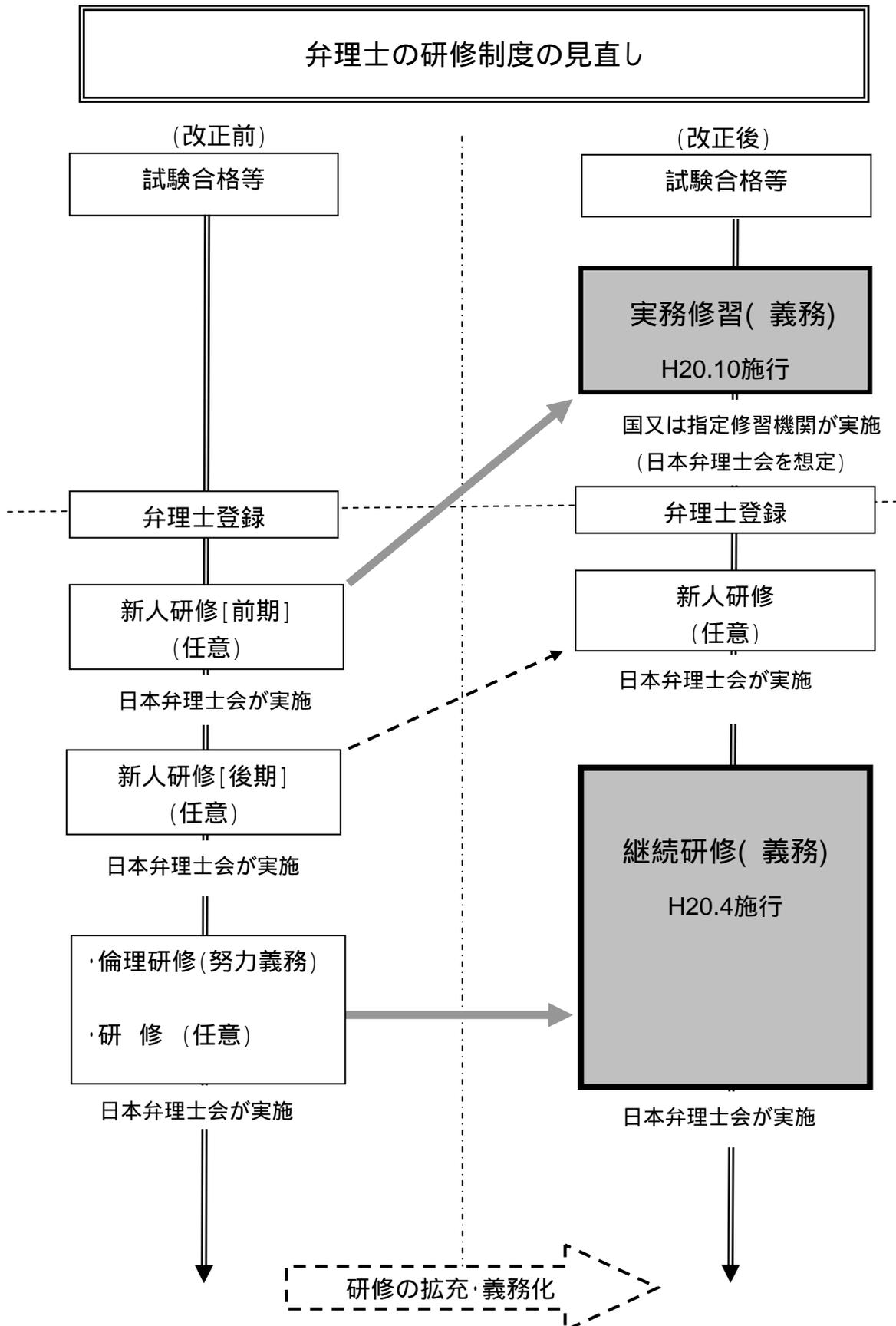
講師の基準

継続研修については、弁理士の資質向上のため、より幅広い分野にわたる科目を想定しており、これら科目に適した講師を日本弁理士会が内外を問わず選定することがもっとも望ましく、特に講師の基準を設ける必要はない。

研修受講費用

登録弁理士による負担とする。弁理士会の予算内で行うか、その都度負担するかについては、日本弁理士会の運用に委ねる。ただし、都度負担の場合、年度間や地域間でバランスを逸することは望ましくない。

以上



研修等に関する規定（改正後の弁理士法関連条文（抄））

< 実務修習に関する規定 >

（実務修習）

第十六条の二 実務修習は、第七条各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

2 実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 毎年一回以上行うこと。

二 弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。

三 実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して七年以上従事した経験を有するものであること。

（指定修習機関の指定）

第十六条の三 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定修習機関」という。）に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。）を行わせることができる。

2 指定修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

4 経済産業大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定修習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の実務修習事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 実務修習事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって実務修習事務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによって実務修習事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 経済産業大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定修習機関の指定をしてはならない。

一 第十六条の十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第十六条の四 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、指定修習機関の名称及び住所、実務修習事務を行う事務所の所在地並びに実務修習事務の開始の日を公示しなければならない。

- 2 指定修習機関は、その名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条の五 指定修習機関の役員若しくは職員（実務修習の講師及び指導者を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、実務修習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 実務修習事務に従事する指定修習機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(修習事務規程)

第十六条の六 指定修習機関は、実務修習事務の開始前に、実務修習事務の実施に関する規程（以下「修習事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 修習事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした修習事務規程が実務修習事務の適正かつ確実な実施をする上で不適當なものとなったと認めるときは、指定修習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(事業計画等)

第十六条の七 指定修習機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定修習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備置き等)

第十六条の八 指定修習機関は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え置き、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十六条の九 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十六条の十 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実務修習事務の休廃止)

第十六条の十一 指定修習機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、実務修習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十六条の十二 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の三第五項第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 経済産業大臣は、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第十六条の三第四項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
 - 二 第十六条の四第二項、第十六条の六第一項、第十六条の七、第十六条の八又は前条第一項の規定に違反したとき。
 - 三 第十六条の六第一項の規定により認可を受けた修習事務規程によらないで実務修習事務を行ったとき。
 - 四 第十六条の六第三項又は第十六条の九の規定による命令に違反したとき。
 - 五 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- 3 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(経済産業大臣による実務修習の実施)

第十六条の十三 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定修習機関に対し実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定修習機関が天災その他の事由により実務修習事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第十六条の三第三項の規定にかかわらず、実務修習事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定により実務修習事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている実務修習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。
- 3 経済産業大臣が、第一項の規定により実務修習事務を行うこととし、第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における実務修習事務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

(手数料)

第十六条の十四 実務修習を受けようとする者は、次項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

- 2 指定修習機関が実務修習事務を行う場合において、実務修習を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定修習機関に納付された手数料は、当該指定修習機関の収入とする。

(実務修習の細目)

第十六条の十五 この法律に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

< 継続研修に関する規定 >

(研修)

第三十一条の二 弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

< 実務修習に関する罰則規定 >

第八十条 第十六条の五第一項、第三十条又は第七十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第八十条の二 第十六条の十二第二項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の八の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十六条の十第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十一第一項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十九条第一号（第五十条において準用する第三十一条の三に係る部分に限る。）第二号（第五十四条第一項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第八十一条又は第八十一条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。